

## 1. 社会教育主事養成課程関係

パターン	平成32.4.1 (省令施行)		社会教育士	
原則	入学	新養成課程にて全ての科目を修得 (卒業) 新養成課程を全て修得 (有資格者となり得る)	○	
施行前に科目の全部を修得した者 [附則第4項]	入学	旧養成課程にて全ての科目を修得 (有資格者となり得る) → 有資格者となり得る	生涯学習支援論・社会教育経営論を修得すれば○ [附則第7項・第8項]	
施行前より引き続き在学している者	開講後、旧養成課程を開講している大学の場合 [附則第5項]	入学	旧養成課程にて一部の科目を修得 → 旧養成課程にて残り全ての科目を修得 (卒業) 旧養成課程を全て修得 (有資格者となり得る)	生涯学習支援論・社会教育経営論を修得すれば○ [附則第7項・第8項]
		入学	旧養成課程にて一部の科目を修得 → 旧養成課程にて一部の科目を修得 (卒業) ↓ 読み替え不可 概論、特講、演習・実習・課題研究のみ既修得単位とみなす [附則第7項]	×
	開講後、新養成課程のみを開講している大学の場合 [附則第6項]	入学	旧養成課程にて一部の科目を修得 → 新養成課程にて残り全ての科目を修得 (卒業) 旧養成課程の科目を修得したものとみなす	生涯学習支援論・社会教育経営論を修得すれば○ [附則第7項・第8項]
		入学	旧養成課程にて一部の科目を修得 → 新養成課程にて一部の科目を修得 (卒業) ↓ 新養成課程の科目を修得 概論、特講、演習・実習・課題研究のみ既修得単位とみなす [附則第7項]	×
施行前に科目の一部を修得した者	旧養成課程にて一部科目を修得	入学 新養成課程にて残り全ての科目を修得 (卒業) 新養成課程を全て修得 (有資格者となり得る)	○	
		↓ 概論、特講、演習・実習・課題研究のみ既修得単位とみなす [附則第7項]		

## 2. 社会教育主事講習関係

パターン	平成32.4.1 (省令施行)		社会教育士
原則		新講習にて全ての科目を修得	新講習を 全て修得 有資格者 となり得る ○
施行前に科目の 全部を修得した者 [附則第2項]	旧講習にて全ての科目を 修得	有資格者 となり得る	有資格者 となりうる 生涯学習支援論 ・社会教育経営論を 修得すれば○ [附則第3項・第8項]
施行前に科目の 一部を修得した者	旧講習にて一部科目を 修得	新講習にて残り全ての科目を修得 生涯学習概論と社会教育演習のみ既修得単位とみなす [附則第3項]	新講習を 全て修得 有資格者 となり得る ○

## 3. その他

※今次改正において変更なし

パターン	平成32.4.1 (省令施行)		社会教育士
施行前に 養成課程科目の 一部を修得した者	旧養成課程にて一部科目を修得	新講習にて残り全ての科目を修得 生涯学習概論と社会教育演習のみ大学等が既修得単位と認定できる [社会教育主事講習等規程第7条第2項]	新講習を 全て修得 有資格者 となり得る ○
施行前に 講習科目の 一部を修得した者	旧講習にて一部科目を修得	入学 新養成課程にて残り全ての科目を修得 生涯学習概論と社会教育演習のみ大学が科目履修とみなし、 大学の定めるところにより単位を与えることができる [大学設置基準第29条]	新養成課程を 全て修得 有資格者 となり得る ○